

松島公園駐車場管理要領

1 駐車場の名称及び所在地

- (1) 名称： 松島公園駐車場
 (2) 所在地

駐車場名	駐 車 場 位 置
第1駐車場	宮城郡松島町松島字仙随18-1、24-1、42
第2駐車場	宮城郡松島町松島字仙随41
第3駐車場	宮城郡松島町松島字仙随39-2
第4駐車場	宮城郡松島町松島字町内10-3、14-1
第5駐車場	宮城郡松島町松島字浪打浜21-8、37

2 駐車場設置者

所在地： 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
 名称： 宮城県知事 村井 嘉浩
 担当課： 経済商工観光部 観光戦略課
 電話番号： 022-211-2821

3 供用時間

駐車場名	供 用 時 間
第1駐車場	午前0時から午後12時まで(24時間)
第2駐車場	午前7時から午後7時まで
第3駐車場	午前0時から午後12時まで(24時間)
第4駐車場	午前0時から午後12時まで(24時間)
第5駐車場	午前0時から午後12時まで(24時間)

4 使用料

区 分		使用料の額	限度額
大型車	1台につき	入場してから3時間まで	1,000円
		超過時間1時間までごとに	
普通車	昼間	入場してから1時間まで	1,000円
		超過時間30分までごとに	
	夜間	1時間までごとに	100円

※ 「昼間」は、午前8時から午後6時まで、「夜間」は、それ以外の時間帯

5 駐車できる車両

駐車場に駐車できる車両は、積載物又は取付物を含めた大きさで、下表を超えないものとする。

区分	長さ	幅	高さ
大型車	12.0 m	2.5 m	3.8 m
普通車	4.7 m	1.9 m	2.2 m

6 契約の成立

駐車場の利用者は、この要領に定めるもののほか、県立都市公園条例（昭和34年宮城県条例第21号）の規定を承認の上、駐車場を利用するものとする。

7 駐車場の入出場

- (1) 利用者は、受付券又は駐車券の交付を受けて駐車する。
- (2) 利用者は、出場するときに駐車場管理室に受付券を提示し、又は自動精算機に駐車券を挿入し、所定の料金を納付する。

8 駐車位置の変更

指定管理者（以下「管理者」という。）は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を一時的に変更させることができるものとする。

9 保管責任及び損害賠償

- (1) 管理者は、供用時間外の駐車自動車については、保管の責めを一切負わないものとする。
- (2) 管理者は、駐車自動車内の貴重品その他の物品等については、賠償の責めを負わないものとする。
- (3) 駐車場の利用者及びその関係者は、故意又は過失により駐車場の諸設備又は他の駐車自動車を損傷させたときは、その損害を賠償しなければならない。

10 駐車場の利用者の遵守事項

- (1) 表示又は係員の指示に従うこと。
- (2) 場内では徐行し追越しをしないこと。
- (3) 場内では喫煙及び火気を使用しないこと。
- (4) 場内には爆発性のもの、引火物及び他の利用者等に迷惑を及ぼすおそれのある物品は持ち込まないこと。
- (5) 場内では警音器の使用及びその他の騒音は遠慮すること。
- (6) 場内に宿泊しないこと。
- (7) 物品の販売・客引き等これらに類することを行わないこと。
- (8) 無人航空機（ドローン）等を飛行しないこと。
- (9) 場内で事故を発見したときは、直ちに係員に連絡すること。
- (10) 駐車受付券を紛失したときは、調査が終わるまで出場を断ることがある。
- (11) 指定管理業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

11 駐車の拒否

- (1) 駐車場の利用者が、遵守事項を守らないとき。
- (2) 危険物・臭気発生物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の管理上支障があると認められるとき。

12 その他

- (1) この要領に定めのない事項については、法令等の規定に従って処理すること。
- (2) 管理者は、以上の事項を場内の適当な箇所に掲示すること。